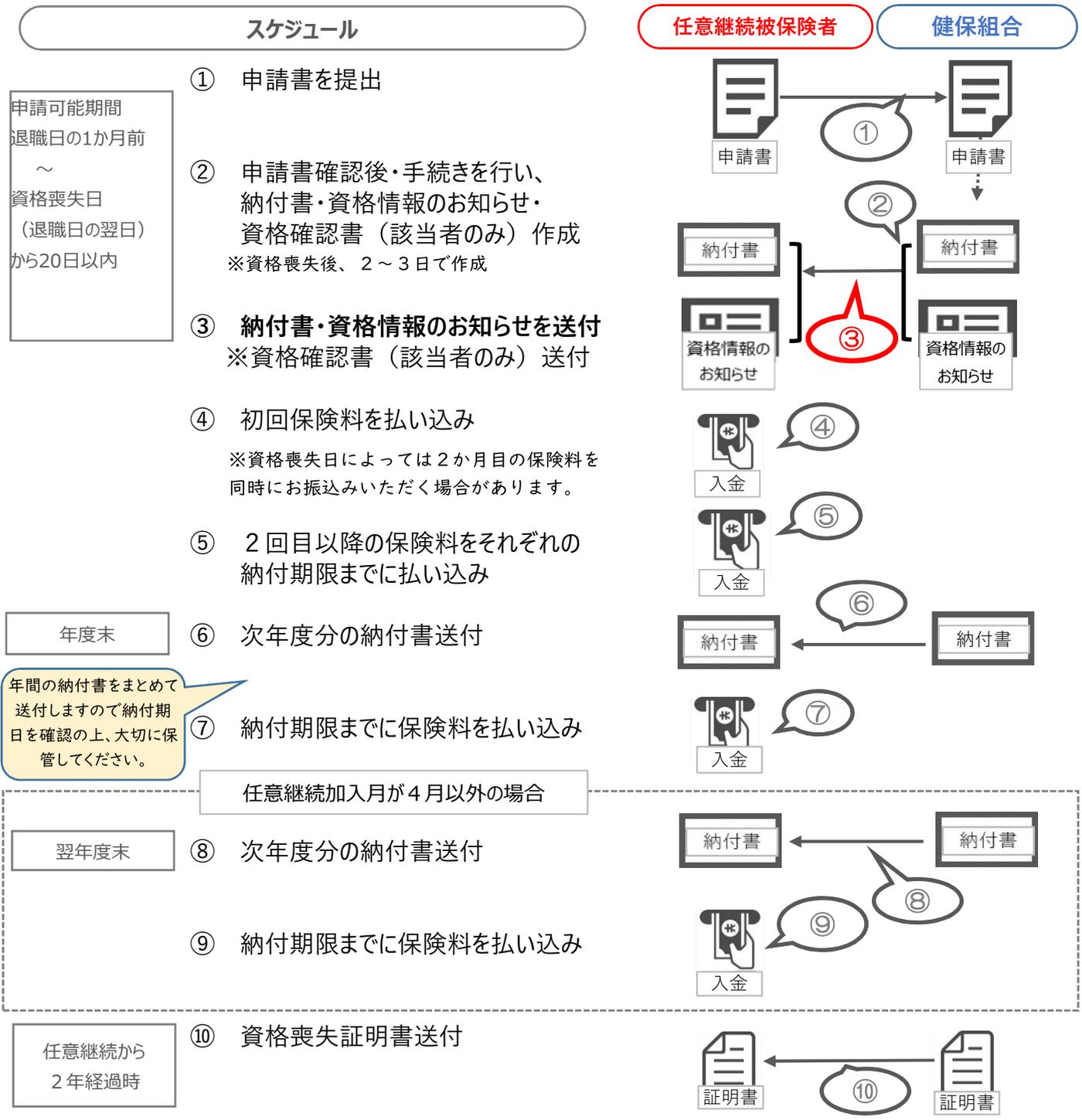


TOTO健康保険組合 任意継続のしおり

任意継続被保険者制度を利用すれば、会社を退職した後も最長2年間は引き続きTOTO健康保険組合に加入することができます。加入条件は退職前に2か月以上の被保険者期間があることです。ただし、保険料は会社負担がなくなるので**全額自己負担**となります。下記手続きスケジュールおよび制度の概要をご確認のうえ、加入を希望される場合は任意継続加入申請書をご提出ください。（申請書はTOTO健康保険組合ホームページ内の「退職」ページ内に掲載しています）

◆◆◆諸手続きスケジュール◆◆◆



※①～③の流れについて

具体例を右表にて例示しております。

資格喪失後に納付書・資格のお知らせ発行となりますので、資格喪失日に資格のお知らせや資格確認書をお渡しすることは出来かねます。

退職後すぐに医療機関を受診される方はQ&AのNo.2をご参照ください。

例：退職日より前に申請書を提出する場合

9月20日	申請書提出
9月30日	退職日
10月1日	資格喪失日
10月3～5日	納付書・資格情報のお知らせ送付
例：退職日より後に申請書を提出する場合	
9月30日	退職日
10月1日	資格喪失日
10月10日	申請書提出（10/20が締切）
10月12～14日	納付書・資格情報のお知らせ送付

※祝休日を挟む場合は後ろにずれます。

◆◆◆ 制度の概要 ◆◆◆

1. 加入期間について

退職日の翌日から最長2年間加入できます。

下記事由が発生した場合は資格が喪失となります。

- ①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ②被保険者が死亡したとき
- ③保険料（初回保険料を除く）を納付期日までに納付しなかったとき
- ④勤務先の社会保険（健康保険）に加入したとき
- ⑤後期高齢者医療の被保険者等となったとき
- ⑥任意継続被保険者が任意脱退を申し出たとき（※届出書が到着した日の属する月の翌月1日で喪失）



2. 保険料額について

退職時の標準報酬月額（上限380,000円）により計算され、全額自己負担となります。

健康保険料 = 標準報酬月額 × 保険料率（9.0%）

介護保険料 = 標準報酬月額 × 保険料率（1.70%） ※2025年度の保険料率です

※40歳～64歳の方は介護保険料を健康保険料と合わせて納付いただきます。

年度途中で40歳になられる方は誕生月より加算されます。

※保険料率の変更または当組合の標準報酬月額平均が変更になったときは保険料が改定されます。

◆標準報酬月額の確認方法◆

TOPASより検索可能です。

本人情報の照会

社会保険情報

社会保険情報を選んで「選択」ボタンを押す

社会保険情報			
種別	記号	被保険者番号	等級
健康	00100	00000000	
標準報酬月額	340,000		21

退職日時点の標準報酬月額	健康保険		介護保険	
	3.90% 在職時	9.00% 任意継続	0.85% 在職時	1.70% 任意継続
58,000	2,262 ⇒	5,220	493 ⇒	986
68,000	2,652 ⇒	6,120	578 ⇒	1,156
78,000	3,042 ⇒	7,020	663 ⇒	1,326
88,000	3,432 ⇒	7,920	748 ⇒	1,496
98,000	3,822 ⇒	8,820	833 ⇒	1,666
104,000	4,056 ⇒	9,360	884 ⇒	1,768
110,000	4,290 ⇒	9,900	935 ⇒	1,870
118,000	4,602 ⇒	10,620	1,003 ⇒	2,006
126,000	4,914 ⇒	11,340	1,071 ⇒	2,142
134,000	5,226 ⇒	12,060	1,139 ⇒	2,278
142,000	5,538 ⇒	12,780	1,207 ⇒	2,414
150,000	5,850 ⇒	13,500	1,275 ⇒	2,550
160,000	6,240 ⇒	14,400	1,360 ⇒	2,720
170,000	6,630 ⇒	15,300	1,445 ⇒	2,890
180,000	7,020 ⇒	16,200	1,530 ⇒	3,060
190,000	7,410 ⇒	17,100	1,615 ⇒	3,230
200,000	7,800 ⇒	18,000	1,700 ⇒	3,400
220,000	8,580 ⇒	19,800	1,870 ⇒	3,740
240,000	9,360 ⇒	21,600	2,040 ⇒	4,080
260,000	10,140 ⇒	23,400	2,210 ⇒	4,420
280,000	10,920 ⇒	25,200	2,380 ⇒	4,760
300,000	11,700 ⇒	27,000	2,550 ⇒	5,100
320,000	12,480 ⇒	28,800	2,720 ⇒	5,440
340,000	13,260 ⇒	30,600	2,890 ⇒	5,780
360,000	14,040 ⇒	32,400	3,060 ⇒	6,120
380,000	14,820 ⇒	34,200	3,230 ⇒	6,460

標準報酬月額は毎月15日頃には最新情報へ反映されます。

例) 9月30日退職の場合、9月15日日以降に確認されると、退職月の標準報酬月額が表示されています。

3. 保険料の納付種類について

納付種類は「毎月納付」「半期前納」「年間前納」の中からお選びいただき、任意継続加入申請書にてご指定いただきます。（前納の期間によって0.3%～2.1%の割引があります。）

加入月の納付期限は原則10日迄ですが、月途中退職で10日迄の納付が間に合わない場合は、加入翌月に2か月分を合わせて納付いただく場合もございます。納付期限日が休日の場合は翌営業日までとなります。

納付の種類	納付期限	保険料	注意事項
毎月納付	毎月10日	当月1か月分	振込手数料が毎回かかります。毎月の振込をお忘れないようにご注意ください。
半期前納	加入月分は10日まで 前納初回は加入月末日 次回より9月末・3月末	加入月分は1か月分 加入月翌月以降は、上期(4月～9月)、下期(10月～翌年3月)に分けて前納 ※割引あり	期限内に納めていただかないと割引適用が受けられず、不足分を追加納付していただきます。
年間前納	加入月分は10日まで 前納初回は加入月末日 次回より3月末	加入月分は1か月分 加入月翌月以降は、年間分(4月～翌年3月)をまとめて前納 ※割引あり	

【納付種類別の例：9月30日退職の場合（10月1日資格取得）】

◆「毎月納付」・・・毎月10日までに納付

当年度						翌年度											
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1ヶ月																	

◆「半期前納」・・・加入月は1ヶ月分を10日まで、上下期で分けて前月末まで

当年度						翌年度											
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1ヶ月	5ヶ月分（10月末までに納付）					6ヶ月分（3月末までに納付）						6ヶ月分（9月末までに納付）					

◆「年間前納」・・・加入月は1ヶ月分を10日まで、年度で分けて前月末まで

当年度						翌年度											
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1ヶ月	5ヶ月分（10月末までに納付）					12ヶ月分（3月末までに納付）											

4. 保険料の納付方法について

資格喪失後ご自宅宛に「納付書」と「資格情報のお知らせ」を送付いたします。（該当者のみ「資格確認書」も同封）それぞれ納付書に記載してある納付期日までに納付手続きをお願いいたします。納付方法を変更したい場合は健康保険組合へ連絡してください。

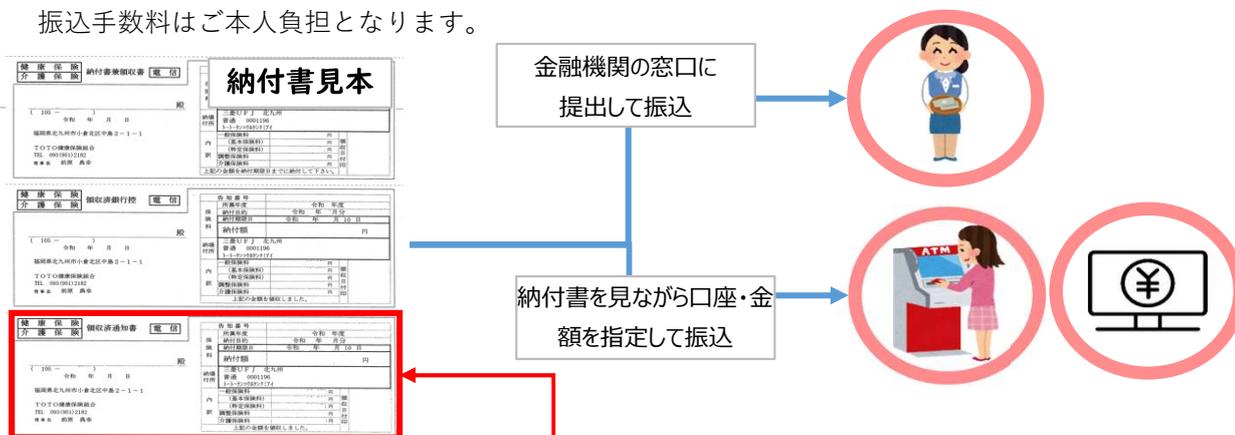
納付期日までに納付されなかった場合、任意継続の資格は喪失となります。

※任意継続加入月に資格を喪失した場合は、返金できません。

※いずれの銀行・信金・信組からも振込可能です。

ATMやネット振込も可能ですが、金額にお間違いのないようご確認の上お振込みください。

振込手数料はご本人負担となります。



5. 保険料の領収証について

領収証の発行は、納付書にあります「領収済通知書」をもって代えさせていただきます。

保険料は確定申告の際に社会保険料控除の対象になりますので、領収証は大切に保管してください。

納付証明が必要な場合は、当組合までご連絡をお願いいたします。

6. 保険証について

2024年12月2日よりマイナ保険証の本格運用が開始され、従来のプラスチック製保険証の新規発行は終了し、「マイナ保険証での受診」もしくは「資格確認書」の交付となりました。

マイナ保険証：マイナンバーカードを保険証利用登録したものの

資格確認書：マイナ保険証を保有していない方へ交付するもので、保険証の代替となる証明書

資格確認書の発行対象となる方につきましては、加入手続き後「納付書」・「資格情報のお知らせ」と同封してお送りいたします。

7. 受けられる給付について

健保組合ホームページの「申請書一覧」より各申請書がダウンロードできます。

事由	給付名	条件	申請方法
疾病・負傷 (被扶養者含む)	療養の給付	疾病・負傷で治療を必要とするとき(現物給付)	手続きは不要です。
	療養費	やむを得ず被保険者証が使用できず治療を受けたとき 治療に必要な装具を装着したとき	療養費支給申請書をご提出ください。
	高額療養費	療養の給付を受け、1か月の自己負担額が自己負担 限度額を超えたとき	手続きは不要です。 「資格確認書」をお持ちの方で、事前に限度額適用 認定が必要な場合は申請書をご提出ください。
死亡	埋葬料	本人が死亡したとき	埋葬料(費)請求書をご提出ください。
	家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	埋葬料(費)請求書をご提出ください。
保健事業	健診補助	本人・40歳以上の扶養家族(女性配偶者以外)が健 診を受けるとき、 全額補助 します。 (特定健診との重複は不可)	毎年5月上旬に受診案内を送付します。 内容をご確認 の上、ご自身でご予約いただき、必ず受診をお願い いたします。
	女性配偶者 健診補助	20歳以上の扶養家族(女性配偶者)が女性配偶 者健診を受けるとき、 全額補助 します。 (特定健診との重複は不可)	毎年3月下旬に受診案内を送付します。 内容をご確 認の上、ご自身でご予約いただき、必ず受診をお願い いたします。
	人間ドック・ 脳ドック・ PET健診	30歳以上の本人または扶養家族(配偶者)が人間 ドック・脳ドック・PET健診を受けた際、いずれか年1回 費用を補助します。 人間ドック・脳ドック：7割補助(上限35,000円) PET健診：5割補助(上限58,000円)	原則、PepUpより電子申請をお願いします。 PepUpを利用できない方は、人間ドック・脳ドック・PET 健診補助申請書をご提出ください。 人間ドックはウィーメックスで申し込むことで、立替が 不要です。
	インフルエンザ予 防接種補助	本人または扶養家族(続柄問わず)がインフルエンザ の予防接種を受けた際、費用の全額(上限2,500 円)を補助します。厚生労働省承認(2歳以上19歳 未満)の経鼻ワクチンは費用の全額(上限5,000 円)を補助します。	PepUpより電子申請をお願いします。
	新型コロナワクチ ン接種補助	本人または扶養家族(続柄問わず)が新型コロナワク チンの予防接種を受けた際、費用の7割(上限 10,000円)を補助します。	PepUpより電子申請をお願いします。

8. その他の諸手続きについて

下記事由が発生した場合は、お手続きが必要です。

健保組合ホームページの「**申請書一覧**」より各申請書がダウンロードできます。

任意継続制度を利用したいとき	任意継続被保険者資格取得申請書を提出してください。(退職後20日以内)
氏名・住所・電話・銀行口座が変わったとき	氏名・住所・電話・給付金受領金融機関変更届を提出してください。
任意継続をやめるとき (他の健康保険に加入されるとき)	任意継続被保険者資格喪失届兼保険料還付請求書と添付書類を提出してください。
家族に異動があったとき (出生による扶養追加、就職による扶養削除など)	健保組合までご連絡ください。必要書類を送付いたします。
本人がお亡くなりになった場合	健保組合までご連絡ください。

TOTO | TOTO健康保険組合

検索

〒802-8601 福岡県北九州市小倉北区中島2-1-1 [アクセス](#) ☎ 093-951-2182

健保のしくみ

健保の給付

保健事業

各種手続き

申請書一覧

よくある質問

健康診断
のご案内



WEMEX(ウィーメックス)
女性被扶養配偶者
被保険者の婦人科検診
任意継続被保険者の健診
健診
予約

PepUp

Q&A こんなときどうする？



No.1

任意継続に加入する場合と国民健康保険に加入する場合はどちらが得なのですか。



保険料や健診等のサービス内容が異なっており、一概にどちらが得とはいえません。国民健康保険については市区町村に保険料やサービス内容を確認されてみて、任意継続と比較の上ご判断ください。



No.2

「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」が手元に届く前に病院に行きたい場合は、どうしたらいいですか？



マイナンバーカードをお持ちで保険証として登録している方は、マイナンバーカードを提示して受診ください。情報が更新されていないようであれば、医療機関の窓口で任意継続加入手続き中である旨お伝えいただき医療機関にご相談ください。

マイナンバーカードをお持ちでない場合も、医療機関の窓口で任意継続の手続き中であることをお伝えください。一旦医療費の全額をお支払いいただきますが、医療機関によっては「資格確認書」と領収書等を後日持参すれば窓口で払い戻しを受けられる場合もあります。受診の際にご相談ください。

医療機関で払い戻しが受けられない場合は、①療養費支給申請書(国内用) ②領収書③診療報酬明細書をTOTO健康保険組合まで提出ください。TOTO健康保険組合の負担分を払い戻しいたします。



No.3

家族も引き続き扶養に入れたい場合、家族分の任意継続加入申請書も別途必要ですか？



家族分の申請書は不要ですが、申請書の被扶養者届欄にご記入ください。



No.4

毎月払いを選択していましたが、手数料がもったいないのでまとめて支払っても大丈夫ですか？

または、半期前納や年間前納に切り替えることはできますか？



まとめて入金する時は、事前にご連絡をいただくと納付方法を変更し保険料の割引を受けられる事もあります。振込後に連絡いただいた場合は、次年度以降の変更となります。



No.5

保険料を期日までに納付できませんでした。どうすればよいですか？



保険料を期日までに納付できなかった場合は、保険料納付期日の翌日より任意継続の資格を喪失します。忘れないようにお願いいたします。



No.6

任意継続に加入後「国民健康保険に切り替えたい」「家族の扶養に入りたい」時はどうすればいいですか？また、前納した保険料は返金されますか？



「任意継続被保険者からの申出」により任意脱退できます。脱退希望日の前月末までに「任意継続被保険者資格喪失届兼保険料還付請求書」を健保組合に提出ください。

(令和7年10月1日に脱退希望 → 令和7年9月1日～9月30日に健保組合へ到着するように提出)

払いすぎた保険料については被保険者へ返金いたします。

※届出書の到着をもって申出の受付となります。お電話だけでは申出のお受付はできません。



No.7

就職して就職先の健康保険に加入することになったのですが、どうすればよいですか？



任意継続被保険者資格喪失届兼保険料還付請求書を記入の上、①任意継続の保険証または資格確認書(発行されている方のみ) ②就職先の保険の加入日が確認できるもののコピーをご提出ください。払いすぎた保険料については被保険者へ返金いたします。

その他、ご相談等ございましたらTOTO健康保険組合にご連絡ください。

〒802-8601 福岡県北九州市小倉北区中島2-1-1 TEL:093-951-2182

TOTO健康保険組合ホームページにも情報を掲載しています。



TOTO健康保険組合

